

法科大学院年次計画履行状況調査の結果等について (平成17年度)

1. 調査の目的等

年次計画履行状況調査(以下、「アフターケア」という。)は、各法科大学院の教育水準の維持・向上及びその主体的な改善・充実に資することを目的として、文部科学省告示(1参照)に基づき、文部科学省が、設置認可後、当該認可時における留意事項(設置基準の要件は満たしているが、一層の改善・充実が必要と認められた事項)授業科目の開設状況、教員組織の整備状況その他の設置計画の履行状況について、各法科大学院から報告を求め、書類、面接又は実地により調査するものである。

なお、文部科学大臣は、公私立大学の設備、授業その他の事項について、法令の規定に違反していると認めるときは、学校教育法第15条に基づき、改善勧告や変更命令などの是正措置を講ずることができることとされており、是正措置の発動に当たり必要があれば、当該大学等に対して報告又は資料の提出を求めることも可能である。国立大学についても同様に、法令違反等の状況が判明した場合には、国立大学法人法に基づき、是正措置要求などの措置を講ずることができることとされている。

アフターケアの本来の目的は設置計画の履行状況を調査することであるが、仮に調査の過程で法令への適合性に疑義が生じた場合は、大学設置・学校法人審議会としてこれを指摘し、文部科学大臣の判断により、これらの是正措置等を段階的に講ずることもあり得るものである。

2. 実施体制及び実施方法

大学設置・学校法人審議会大学設置分科会では、今年度、運営委員会の下に「年次計画履行状況等調査委員会」を設置し所要の調査審議を行うこととしたが、法科大学院については、新たな法曹養成の中核を担うものであるという制度の特質を踏まえ、特に専門的な調査を実施する必要があることから、昨年度に引き続き「法科大学院特別審査会」(別紙1)に付託し、調査に当たった。なお、法科大学院については特に、制度の重要性にかんがみ、学年進行が完成する年度までに全ての法科大学院の実地調査を実施するとの方針をとっている。

実施方法として、まず、昨年度と同様に全ての法科大学院(74大学)(別紙2)を対象に書面調査を実施した。今年度は、書面調査の実効性を向上させるため、「履行状況報告書」に加え、これを裏付ける詳細な「補足説明資料」の提出を求めることとした。

書面調査の結果、昨年度付した留意事項への対応が十分でない法科大学院(10大学)及び認可後に公表された新司法試験の選択科目への対応等のため認可時の計画から授業科目やその配当年次を比較的大きく変更したなどの法科大学院(18大学)の計28大学について、実地調査を実施した。また、平成16年度に開設した法科大学院(実地調査対象大学を除く。)のうち、法学既修者の受入れ割合の高い23大学について、面接調査を実施した。

3. 総合所見

全体的に見れば、昨年度に引き続き、各法科大学院でそれぞれが設定した理念・目的を実現するために、教育課程の質的充実・改善を軸に、設置計画に沿った種々の創意工夫ある取組を継続的に行いつつあるとともに、昨年度付した留意事項への対応にも努力している状況であることがうかがわれる。

ただし、項目別所見で指摘するとおり、学生の入学状況、教育課程の運営状況、成績評価の状況、教員組織の整備状況、自己点検・評価などについて一部に課題を残している大学がある。中でも、ファカルティ・ディベロップメント（教育内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究）（以下、「FD」という。）については、多くの法科大学院が更なる努力を要する状況にあると思われる。

今後、各法科大学院においては、認可時の留意事項なども踏まえつつ、設置計画の確実かつ円滑な履行に努めていくことはもとより、学生のニーズ等にも的確に対応しつつ、法科大学院にふさわしい教育水準の確保と向上のため、一層の創意工夫が期待される。

今年度の調査結果を踏まえて留意事項を付したものは、別紙3のとおりである。このうち、平成16年度開設の2大学については、特に教育研究活動全般を通じ格段の充実を図るよう求めており、学年進行の完成する平成18年度を迎えるに当たって、当該大学における真摯な取組を強く望みたい。

なお、昨年は、信州大学の法科大学院の設置申請に際して、申請書類に虚偽の記載が行われた事実が判明し、当該大学の設置計画について、再度法令・基準への適合性を確認する手続をとらざるを得ない事態が生じた。このようなことは誠に遺憾であり、今後、当該大学において再発防止策を講じることはもとより、各法科大学院においても、法曹養成を担う教育機関としての使命を改めて自覚し、法令遵守はもちろんのこと、倫理意識の確立・強化に一層努めるよう、あえて付言しておきたい。

4. 項目別所見

各調査項目ごとにその全般的な状況を示すと、以下のとおりである。

(1) 学生の入学状況

昨年度は、入学定員との関係で入学状況に課題のある大学が相当数見られたが、今年度も、入学定員を大きく下回っている法科大学院（2大学）、法学既修者の受入が当初構想よりも著しく下回っている法科大学院（1大学）があった。ただし、こうした入学状況は、教育の質を維持する観点から、当該大学がどのように入学者選抜を行う方針であるかという要因に起因する場合もある。また、多様なバックグラウンドを有する人材を多数法曹に受け入れる観点から、各法科大学院においては、法学系以外の学部出身者や社会人等が入学者の3割以上となるよう努めるものとされているが、今年度これを下回る大学もあった（2大学）。

さらに、今年度は入学定員を大きく上回って学生を受け入れている例はなかったが、昨年度から2年連続で入学定員を超過しているところが見られた（16大学）。少人数教育や双方向・多方向授業の実施など、法曹養成を担う教育機関として求められる教育水準を確保するため、定員管理については、特に厳格な対応を求めたい。

各法科大学院の入学志望者の状況は、流動的であるが、入学者選抜方法等の一層の改善・工夫に努めてもらいたい。また、ごく一部ではあるが、入学者選抜方法等に変更を加えながら、その情報の事前開示が不十分であった例も見られたので、そのようなことのないよう、適切な対応を求めたい。

(2) 教育課程の運営状況

各法科大学院において、おおむね設置計画どおりに開設・運営されている。ただし、大学によっては、以下のような課題も見られる。

授業科目の一部が、法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目の各科目群に適切に分類・整理されていない。

特に展開・先端科目について、教育効果を考慮すると配当年次の変更が不適切であったり、学生の履修状況に偏りが見られる。

法学未修者の受入が多い法科大学院では、特に、双方向・多方向の授業をどのように実施するのかなどの検討を要し、運営面での改善・工夫が望まれる。

実地調査を実施した法科大学院では、その規模にかかわらず、おおむね少人数教育によるきめ細かい履修指導体制がとられており、授業等に対する学生の満足度も総じて高い状況であった。その上で、今後更に充実を図るべき点として、以下のようなものが挙げられる。

従来の法学部教育における一方的な講義形式からいかに脱却するか、法学未修者を対象とした授業において双方向・多方向的な手法をどのようにとり入れるかなど、授業運営上の工夫。

大規模校におけるクラス分け、同一科目の教員間の授業内容・方法、教材の利用等についての十分な検討・調整。

現職の社会人が多い法科大学院にあつては、十分な自習時間の確保、学修負担の考慮、個々人の状況に応じた履修指導などが必要であり、例えば長期履修制度の導入など、履修形態の在り方についての検討。

進級制度の整備や修了試験の趣旨の明確化。

なお、昨年度も指摘したとおり、法律基本科目に関して、正課外として、特別の講座を開設している法科大学院が依然見受けられる。確かに法律基本科目の履修の充実は重要であるが、法科大学院制度の趣旨を踏まえれば、正課外では学生の自主的学習に委ねるべきであるとの位置付けを明確にするとともに、新司法試験対策に偏することなく、本来の教育課程に沿った運営が強く望まれるところである。

これとともに、基礎法学・隣接科目や展開・先端科目の履修などを含む、幅広い知識を修得させるための工夫・努力が一段と求められる。

(3) 成績評価の状況

各法科大学院では、各授業科目の成績評価に当たり、定期試験、授業への出席状況や授業態度、課題の提出状況その他の日常の学生の授業への取組と成果を評価するなど、各授業科目の多面的な成績評価に加え、あらかじめ学生に各年次終了時に望まれる到達度を明示し、その水準に達していない場合にはその段階以降の授業科目の履修を認めないこととしている法科大学院が多数である。

今年度の調査では、実地調査及び面接調査において、対象校から、成績評価の結果・成績分布状況等についても提出を求めた。これらの資料を検討すると、成績評価に関しては、授業科目間での成績分布のばらつきが存在し、それを是正するため、特に、客観的・統一的な基準の明確化、学生に対する成績評価基準の事前提示、成績評価基準の厳格な運用、その方法の検討などの面で、更なる工夫・改善を要する法科大学院が少なからず見受けられた。

厳格な成績評価・修了認定は法科大学院制度の根幹であり、後述するFDへの取組とあわせて、教員間で十分な共通理解を確立し、組織的な取組を一層強化・充実していくことが必要である。

(4) 教員組織の整備状況

設置計画に沿って、おおむね整備・補充が図られている。ただし、専任教員の平均年齢が著しく高い大学や年齢構成に偏りのある大学が依然若干数あり、早期の対応が待たれる。

また、学年進行に伴い学生数が増加することを踏まえ、教員の教育負担面への配慮の方策

や、教育効果を勘案したクラス規模の縮小など、中・長期的な視点からの教員組織の整備・充実を図っていくことが必要と思われる。

なお、ごく一部の法科大学院であるが、法律基本科目につき、理論的教育を担う専任教員の配置が行われていない状況が見られた（2大学）ため、引き続き、早急な対応を要請した。

(5) F Dへの取組状況

大多数の法科大学院でF Dに関する各種委員会（会議）が設置され、組織の整備が図られつつある。ただし、教育内容・方法の改善・充実（例えば、双方向・多方向授業の工夫、同一分野の授業科目間の連携、科目ごとの予復習時間の適切な確保など）について、取組が必ずしも十分でない状況も見られ、一層実効性のある活動や組織的な取組が望まれる。また、教員間には、授業に取り組む姿勢や意識に依然格差があり、専任教員だけでなく、兼任・兼任教員を含め、教員相互の授業参観を制度化するなど、教員の意識の啓発をはじめ、F Dの今後一層の充実が期待される。こうしたF Dの取組は、理論的教育を担う教員と実務家教員との協調体制を確立する上でも極めて重要である。

なお、F Dの一環として、学生による授業評価アンケートはほぼ例外なく実施されており、一部には、その結果を組織的に分析し、教員相互に情報を共有するとともに、授業の改善策を公表するなど積極的な取組を行っているところも見受けられる。一方、アンケートの実施時期や回収率などの基本的な面で課題の残る法科大学院も見られ、また、アンケート結果への対応を個々の教員の判断に委ねるととどめているため、教員間で対応に差が生じるなど、なお組織的な取組が十分ではないところもある。学生に対してアンケート結果を効果的にフィードバックすべく、今後、授業の改善策を含め、その結果等を広く公表するなど取組の一層の充実・工夫が望まれる。

(6) 自己点検・評価への取組状況

大多数の法科大学院で内部組織として法科大学院独自の自己点検・評価委員会を設置し、具体的な点検項目・内容等について検討を進めている。ただし、一部には、独自の委員会等を設けず、全学的な委員会における取組にとどめていたり、委員会等を設置していても具体的な活動が十分でない状況が見受けられた。今後、認証評価などを視野に入れつつ、法科大学院として独自の自己点検・評価体制を整備し、実質的な活動を展開していく必要がある。

(7) 施設・設備の整備状況

施設・設備は、設置計画に沿って順次整備が進められている。全法科大学院が専用施設（講義室、演習室、自習室、図書室など）を有しており、そのほとんどがパソコンやデータベースの利用などの環境面にも配慮している。自習室や図書室の利用時間の拡張など、工夫も施されつつある。特に小規模校では、学生専用の机、ロッカー等が整備されており、学生の満足度も高い状況であった。

なお、図書については、基本的な図書・雑誌・判例集の充実、貸出しルールの明確化などの面に関し、学生からの改善要望意見が少なからず見受けられた。この面での環境の整備は、継続的に図られていく必要がある。

5. 今後の取組

法科大学院特別審査会では、実地調査未実施の法科大学院すべてについて、来年度中に実地調査を実施する予定である。また、今回付した留意事項への対応が十分でない法科大学院に対する実地調査も、従来と同様、来年度も行うこととしている。

法科大学院特別審査会では、本年度の調査結果を踏まえ、今後、各法科大学院に実施が義務付けられている「認証評価」(2)との有機的な連携が図られるよう、来年度の調査の実施に向けて、調査報告書の様式等の一層の改善・充実を図り、各法科大学院の特色を活かした主体的な取組を支援・促進していく方針である。

1 文部科学省告示第50号(抄)

大学院設置基準(昭和49年文部省令第28号)第33条の規定に基づき、新たに大学院等を設置する場合の教員組織、校舎等の施設及び設備の段階的な整備について次のように定める。

平成15年3月31日

(1・2略)

3 文部科学大臣は、大学院等の設置又は課程の変更を認可した後、当該認可時における留意事項、授業科目の開設状況、教員組織の整備状況その他の年次計画の履行状況について報告を求め、必要に応じ、書類、面接又は実地により調査することができるものとする。

2 学校教育法第69条の3(抄)

(1・2略)

3 専門職大学院を置く大学にあつては、前項に規定するもののほか、当該専門職大学院の設置の目的に照らし、当該専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況について、政令で定める期間ごとに、認証評価を受けるものとする。ただし、当該専門職大学院の課程に係る分野について認証評価を行う認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合であつて、文部科学大臣の定める措置を講じているときは、この限りでない。

大学設置・学校法人審議会（大学設置分科会）
法科大学院特別審査会 委員名簿

平成18年3月 現在

氏 名	職 名 等
あめ みや ただし 雨 宮 忠	独立行政法人日本スポーツ振興センター理事長
あん さい ゆういちろう 安 西 祐一郎	慶應義塾長
いそ むら たもつ 磯 村 保	神戸大学大学院法学研究科 教授
いで た こう いち 出 田 孝 一	司法研修所教官（判事）
い と う まこと 伊 藤 眞	東京大学大学院法学政治学研究科 教授
いの う え ひろし 井 上 宏	法務省大臣官房司法法制部司法法制課長
かしわ ぎ のぼる 柏 木 昇	中央大学大学院法務研究科 教授
かめ い ひき や 亀 井 尚 也	兵庫県弁護士会所属
かわ むら まさ ゆき 川 村 正 幸	一橋大学大学院国際企業戦略研究科 教授
こばやかわ みつ お 小早川 光 郎	東京大学大学院法学政治学研究科 教授
すみ た く に しげ 重 角 田 邦 重	中央大学法学部 教授
た なか しげ あき 田 中 成 明	関西学院大学大学院司法研究科 教授
なが た しんざぶろう 永 田 眞三郎	関西大学法学部 教授
なか もり よし ひこ 中 森 喜 彦	京都大学理事・副学長
もろ いし みつ ひろ 諸 石 光 熙	住友化学株式会社特別顧問
ゆ き かず ひろ 由 岐 和 広	東京弁護士会所属
いし かわ とし ゆき 石 川 敏 行	中央大学大学院法務研究科 教授
いま さき ゆき ひこ 今 崎 幸 彦	司法研修所教官（判事）
おお や ぎ はる お 大八木 治 夫	東京高等検察庁 検事
か と う てつ お 加 藤 哲 夫	早稲田大学法学部長
こ ばやし てつ や 小 林 哲 也	第二東京弁護士会所属
しら はま きよ たか 白 濱 清 貴	法務総合研究所総務企画部付
た むら こう いち 田 村 幸 一	司法研修所教官（判事）
の むら とよ ひろ 野 村 豊 弘	学習院大学大学院法務研究科 教授
はま た みち よ 濱 田 道 代	名古屋大学大学院法学研究科 教授
みつ い まこと 三 井 誠	同志社大学大学院司法研究科 教授
みや じま つかさ 宮 島 司	慶應義塾大学大学院法務研究科 教授

、 は法科大学院特別審査会における主査，副主査。

法科大学院一覽（平成17年度現在）

〔国立〕

開設年度	大学院名	研究科・専攻名	入学定員(人)	位置	
1	平成16年度	北海道大学大学院	法学研究科 法律実務専攻	100	北海道
2	平成16年度	東北大学大学院	法学研究科 総合法制専攻	100	宮城県
3	平成17年度	筑波大学大学院	ビジネス科学研究科 法曹専攻	40	茨城県
4	平成16年度	千葉大学大学院	専門法務研究科 法務専攻	50	千葉県
5	平成16年度	東京大学大学院	法学政治学研究科 法曹養成専攻	300	東京都
6	平成16年度	一橋大学大学院	法学研究科 法務専攻	100	東京都
7	平成16年度	横浜国立大学大学院	国際社会科学研究科 法曹実務専攻	50	神奈川県
8	平成16年度	新潟大学大学院	実務法学研究科 実務法学専攻	60	新潟県
9	平成16年度	金沢大学大学院	法務研究科 法務専攻	40	石川県
10	平成17年度	信州大学大学院	法曹法務研究科 法曹法務専攻	40	長野県
11	平成17年度	静岡大学大学院	法務研究科 法務専攻	30	静岡県
12	平成16年度	名古屋大学大学院	法学研究科 実務法曹養成専攻	80	愛知県
13	平成16年度	京都大学大学院	法学研究科 法曹養成専攻	200	京都府
14	平成16年度	大阪大学大学院	高等司法研究科 法務専攻	100	大阪府
15	平成16年度	神戸大学大学院	法学研究科 実務法律専攻	100	兵庫県
16	平成16年度	島根大学大学院	法務研究科 法曹養成専攻	30	島根県
17	平成16年度	岡山大学大学院	法務研究科 法務専攻	60	岡山県
18	平成16年度	広島大学大学院	法務研究科 法務専攻	60	広島県
19	平成16年度	香川大学・愛媛大学大学院（連合）	香川大学・愛媛大学連合法務研究科 法務専攻	30	香川県 愛媛県
20	平成16年度	九州大学大学院	法務学府 実務法学専攻	100	福岡県
21	平成16年度	熊本大学大学院	法曹養成研究科 法曹養成専攻	30	熊本県
22	平成16年度	鹿児島大学大学院	司法政策研究科 法曹実務専攻	30	鹿児島県
23	平成16年度	琉球大学大学院	法務研究科 法務専攻	30	沖縄県
	小計	23 大学		1760	人

〔公立〕

開設年度	大学院名	研究科・専攻名	入学定員(人)	位置	
24	平成16年度	首都大学東京大学院	社会科学研究科 法曹養成専攻	65	東京都
25	平成16年度	大阪市立大学大学院	法学研究科 法曹養成専攻	75	大阪府
	小計	2 大学		140	人

〔私立〕

開設年度	大学院名	研究科・専攻名	入学定員(人)	位置	
26	平成17年度	北海学園大学大学院	法務研究科 法務専攻	30	北海道
27	平成16年度	東北学院大学大学院	法務研究科 法実務専攻	50	宮城県
28	平成16年度	白鷗大学大学院	法務研究科 法務専攻	30	栃木県
29	平成16年度	大宮法科大学院大学	法務研究科 法務専攻	100	埼玉県
30	平成16年度	駿河台大学大学院	法務研究科 法曹実務専攻	60	東京都
31	平成16年度	獨協大学大学院	法務研究科 法曹実務専攻	50	埼玉県
32	平成16年度	青山学院大学大学院	法務研究科 法務専攻	60	東京都
33	平成16年度	学習院大学大学院	法務研究科 法務専攻	65	東京都
34	平成16年度	慶應義塾大学大学院	法務研究科 法務専攻	260	東京都
35	平成16年度	國學院大学大学院	法務研究科 法務職専攻	50	東京都
36	平成16年度	駒澤大学大学院	法曹養成研究科 法曹養成専攻	50	東京都
37	平成16年度	上智大学大学院	法学研究科 法曹養成専攻	100	東京都
38	平成16年度	成蹊大学大学院	法務研究科 法務専攻	50	東京都
39	平成16年度	専修大学大学院	法務研究科 法務専攻	60	東京都
40	平成16年度	創価大学大学院	法務研究科 法務専攻	50	東京都
41	平成16年度	大東文化大学大学院	法務研究科 法務専攻	50	東京都
42	平成16年度	中央大学大学院	法務研究科 法務専攻	300	東京都
43	平成16年度	東海大学大学院	実務法学研究科 実務法律学専攻	50	東京都
44	平成16年度	東洋大学大学院	法務研究科 法務専攻	50	東京都
45	平成16年度	日本大学大学院	法務研究科 法務専攻	100	東京都
46	平成16年度	法政大学大学院	法務研究科 法務専攻	100	東京都
47	平成16年度	明治大学大学院	法務研究科 法務専攻	200	東京都
48	平成16年度	明治学院大学大学院	法務職研究科 法務専攻	80	東京都
49	平成16年度	立教大学大学院	法務研究科 法務専攻	70	東京都
50	平成16年度	早稲田大学大学院	法務研究科 法務専攻	300	東京都
51	平成16年度	神奈川大学大学院	法務研究科 法務専攻	50	神奈川県
52	平成16年度	関東学院大学大学院	法務研究科 実務法学専攻	60	神奈川県
53	平成16年度	桐蔭横浜大学大学院	法務研究科 法務専攻	70	神奈川県
54	平成16年度	山梨学院大学大学院	法務研究科 法務専攻	40	山梨県
55	平成16年度	愛知大学大学院	法務研究科 法務専攻	40	愛知県
56	平成17年度	愛知学院大学大学院	法務研究科 法務専攻	35	愛知県
57	平成16年度	中京大学大学院	法務研究科 法務専攻	30	愛知県
58	平成16年度	南山大学大学院	法務研究科 法務専攻	50	愛知県
59	平成16年度	名城大学大学院	法務研究科 法務専攻	50	愛知県
60	平成16年度	京都産業大学大学院	法務研究科 法務専攻	60	京都府
61	平成16年度	同志社大学大学院	司法研究科 法務専攻	150	京都府
62	平成16年度	立命館大学大学院	法務研究科 法曹養成専攻	150	京都府
63	平成17年度	龍谷大学大学院	法務研究科 法務専攻	60	京都府
64	平成16年度	大阪学院大学大学院	法務研究科 法務専攻	50	大阪府
65	平成16年度	関西大学大学院	法務研究科 法曹養成専攻	130	大阪府
66	平成16年度	近畿大学大学院	法務研究科 法務専攻	60	大阪府
67	平成16年度	関西学院大学大学院	司法研究科 法務専攻	125	兵庫県
68	平成16年度	甲南大学大学院	法学研究科 法務専攻	60	兵庫県
69	平成16年度	神戸学院大学大学院	実務法学研究科 実務法学専攻	60	兵庫県
70	平成16年度	姫路獨協大学大学院	法務研究科 法務専攻	40	兵庫県
71	平成16年度	広島修道大学大学院	法務研究科 法務専攻	50	広島県
72	平成16年度	久留米大学大学院	法務研究科 法務専攻	40	福岡県
73	平成16年度	西南学院大学大学院	法務研究科 法曹養成専攻	50	福岡県
74	平成16年度	福岡大学大学院	法曹実務研究科 法務専攻	50	福岡県
	小計	49 大学		3925	人
	合計	74 大学		5825	人

平成17年度 法科大学院年次計画履行状況調査の結果による個別留意事項

大学院名	研究科・専攻名	開設年度	留意事項
東北大学大学院	法学研究科 総合法制専攻	16	教育課程や入学者選抜に関して変更がある際には受験生、学生に不利益を及ぼさないよう事前に十分な周知を行うこと。 成績評価基準の一層の明確化に努め、あらかじめ学生にそれを明示する等、適切に運用すること。
筑波大学大学院	ビジネス科学研究科 法曹専攻	17	現職の社会人対象の夜間法科大学院であるという特色を踏まえ、学生個々人の状況に応じた履修指導や授業運営を行うこと。 進級制度の明確化に努め、あらかじめ学生にそれを明示する等、適切に運用すること。 授業評価アンケートの活用等も含め、ファカルティ・ディベロップメント（授業内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究）の一層の推進に努めること。 図書の実践に努めること。
千葉大学大学院	専門法務研究科 法務専攻	16	成績評価基準の一層の明確化に努め、あらかじめ学生にそれを明示する等、適切に運用すること。 法律基本科目の民事訴訟法の科目については、理論的教育を担う専任教員を配置するよう、引き続き努めること。
東京大学大学院	法学政治学研究科 法曹養成専攻	16	法律基本科目の授業について、50名が標準とされていることを踏まえ、現状のクラス規模における教育効果を検証し、適切な対応をとること。
横浜国立大学大学院	国際社会科学研究所 法曹実務専攻	16	自己点検・評価の実施項目が、ファカルティ・ディベロップメント（授業内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究）と重複しているが、より幅広く自己点検・評価を行う体制を整備すること。 履修科目の登録の上限単位数については、適切に配慮すること。
新潟大学大学院	実務法学研究科 実務法学専攻	16	授業運営（多方向、双方向授業の工夫、同一分野の授業科目間の連携）について、各教員間の共通理解が図られるよう、ファカルティ・ディベロップメント（授業内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究）の一層の推進に努めること。 成績評価基準の一層の明確化に努め、あらかじめ学生にそれを明示する等、各種情報開示を適切に行うこと。
信州大学大学院	法曹法務研究科 法曹法務専攻	17	平成17年12月5日付け17文科高第580号により通知したことについては確実に履行すること。 施設・設備について、学生からの要望を適切に取り入れるシステムを構築すること。 ファカルティ・ディベロップメント（授業内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究）、成績評価、自己点検・評価などが一体的・効果的に結びつくようなシステムを整備すること。
静岡大学大学院	法務研究科 法務専攻	17	ファカルティ・ディベロップメント（授業内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究）の実効的な実施体制を整備し、学生の授業評価アンケート結果の活用などに法科大学院全体として取り組み、一層の推進に努めること。 図書について更なる充実を図り、学生の自習環境の整備に引き続き努めること。
京都大学大学院	法学研究科 法曹養成専攻	16	法律基本科目の授業について、50名が標準とされていることを踏まえ、現状のクラス規模における教育効果を検証し、適切な対応をとること。
大阪大学大学院	高等司法研究科 法務専攻	16	法律基本科目、法律実務基礎科目の履修への偏りが生じないよう、選択必修等により工夫するなどの配慮を行うこと。 成績評価について、各教員間でばらつきが生じないように、ファカルティ・ディベロップメント（授業内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究）を充実するなど、対策を講じること。
島根大学大学院	法務研究科 法曹養成専攻	16	法曹養成を担う法科大学院として、制度の趣旨に対する理解を一層深め、教育研究活動全般を通じて格段の充実を図ること。その際、認可時以降の留意事項については、依然として十分に履行されているとは認められないことから、以下の点と併せて、適切に対応すること。 国際関係科目の履修指導の在り方を検討するとともに、「地域と法」に関する授業内容及び配当学年を更に検討するなど、設置の趣旨の実現に努めること。 授業科目（特に展開・先端科目）の履修に偏りがないように、具体的な処置を講ずること。 法律基本科目の編成方法、教育内容について、更に改善すること。 臨床系実務教育の配当年次について改善すること。 1日の必修科目のコマ数が適切な分量となるよう改善すること。 教材の指定とレジュメの配付について、学生の自学自習に支障がないように改善すること。 成績評価の偏りが見られるので、成績評価の在り方（客観性及び厳格性の確保、学生に対する明示、再試験制度の方法等）について抜本的に再検討し、改善を図ること。 履修免除試験の一部科目合格者に係る在学期間の短縮制度について抜本的に再検討し、改善を図ること。 図書について、自習室に最低限必要な基本書及び雑誌を揃えるなど充実を図ること。
岡山大学大学院	法務研究科 法務専攻	16	自己点検・評価及びファカルティ・ディベロップメント（授業内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究）の実効的な実施体制の早期の整備に努めること。 展開・先端科目の配当年次の変更については、学生の教育効果にも十分に配慮したものとすること。 社会人や他学部出身者については、教育上、十分に配慮すること。
香川大学・愛媛大学 大学院（連合）	香川大学・愛媛大学 連合法務研究科 法務専攻	16	授業評価アンケート結果などを効果的にフィードバックし、各教員が授業改善に生かせるようにすること。
熊本大学大学院	法曹養成研究科 法曹養成専攻	16	成績評価の明確化に努め、あらかじめ学生にそれを明示する等、適切に運用すること。 ファカルティ・ディベロップメント（授業内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究）の体制を整備し、学生の授業評価アンケートの活用なども含め、取組の一層の推進に努めること。
鹿児島大学大学院	司法政策研究科 法曹実務専攻	16	ファカルティ・ディベロップメント（授業内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究）の実効的な実施体制の早期の整備に努めること。

大学院名	研究科・専攻名	開設年度	留意事項
首都大学東京大学院	社会科学部研究科 法曹養成専攻	16	法律実務基礎科目の充実をはじめ、理論と実務の架橋により留意した教育課程編成に引き続き努めること。 「法学特論」について、単位認定を行うのであれば、履修科目の登録の上限との関係や教育内容も含め、教育課程上の位置づけを明確にすること。
北海学園大学大学院	法務研究科 法務専攻	17	専任教員の年齢構成に偏りがあるため、早期に対応するよう、引き続き努めること。
白鷗大学大学院	法務研究科 法務専攻	16	専任教員の年齢構成に偏りがあるため、早期に対応するよう、引き続き努めること。 教育課程における法律基本科目の比重について改善し、また、土曜日の補習指導の在り方について、学生の自主性を妨げることがないように配慮すること。
駿河台大学大学院	法務研究科 法曹実務専攻	16	自己点検・評価の実効的な実施体制の早期の整備に努めること。 専任教員の年齢構成に偏りがあるため、早期に対応するよう、引き続き努めること。 修了試験の実施方法等について、あらかじめ学生に明示し、適切に運用すること。 履修科目の登録の上限単位数については、適切に配慮すること。
獨協大学大学院	法務研究科 法曹実務専攻	16	法学未修者への法学基礎教育の在り方を含め、ファカルティ・ディベロップメント（授業内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究）の一層の推進に努めること。
青山学院大学大学院	法務研究科 法務専攻	16	ファカルティ・ディベロップメント（授業内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究）、自己点検・評価の一層の推進に努めること。
駒澤大学大学院	法曹養成研究科 法曹養成専攻	16	発展演習科目等、一部の科目について、展開・先端科目に分類する妥当性に関して検証し、適切に対応すること。
上智大学大学院	法学研究科 法曹養成専攻	16	授業運営、学生による授業評価結果の活用なども含め、ファカルティ・ディベロップメント（授業内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究）の一層の推進に努めること。 自己点検・評価の実効的な実施体制を整備し、着実に実施すること。 履修科目の登録の上限単位数については、適切に配慮すること。
成蹊大学大学院	法務研究科 法務専攻	16	社会人学生に配慮し、科目配置等について工夫すること。 成績評価基準の適切な運用を含め、ファカルティ・ディベロップメント（授業内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究）の一層の推進に努めること。
専修大学大学院	法務研究科 法務専攻	16	学生の授業評価について、効果的にフィードバックがなされるような方法を検討するとともに、学生からの要望を適切に取り入れるシステムを構築すること。
大東文化大学大学院	法務研究科 法務専攻	16	専任教員の年齢構成に偏りがあるため、早期に対応するよう、引き続き努めること。 ファカルティ・ディベロップメント（授業内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究）の実効的な実施体制を早急に整備すること。
東海大学大学院	実務法学研究科 実務法律学専攻	16	授業クラスの人数について、申請書の記載に基づき、少人数クラスを実施すること。 双方向・多方向型の授業を一層充実すること。 成績評価基準の明確化に努め、あらかじめ学生にそれを明示する等、適切に運用すること。
東洋大学大学院	法務研究科 法務専攻	16	自己点検・評価の実効的な実施体制の早期の整備に努めること。 学生の授業評価アンケートの活用なども含め、ファカルティ・ディベロップメント（授業内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究）の一層の推進に努めること。 成績評価基準の明確化に努め、あらかじめ学生にそれを明示する等、適切に運用すること。 専任教員の年齢構成に偏りがあるため、早期に対応するよう、引き続き努めること。 双方向・多方向型の授業を一層充実すること。
日本大学大学院	法務研究科 法務専攻	16	授業アンケートについて、学生が提出しやすいように運用を工夫すること。また、アンケート結果を効果的にフィードバックさせる体制を整備すること。 ファカルティ・ディベロップメント（授業内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究）は、教員の連携を強化するなど、より組織的に実施すること。 成績評価基準の明確化に努め、あらかじめ学生にそれを明示する等、適切に運用すること。 法学部が別地にあることを考慮して、教員の授業の負担のバランスを適切に見直すこと。
法政大学大学院	法務研究科 法務専攻	16	法律基本科目の刑事訴訟法の科目については、理論的教育を担う専任教員を配置するよう努めること。
早稲田大学大学院	法務研究科 法務専攻	16	ファカルティ・ディベロップメント（授業内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究）の成果を全教員に浸透させる方法の策定を含め、一層の推進に努めること。 自習室など施設の充実にも努めること。
神奈川大学大学院	法務研究科 法務専攻	16	成績評価について、各教員間でばらつきが生じないように、ファカルティ・ディベロップメント（授業内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究）を充実するなど、対策を講じること。 実務家教員については、教員間の教育負担のバランスを取ることはもとより、全体の負担軽減についても一層配慮すること。 時間割の編成上、刑法については、1年次必修科目としているが、「刑法各論」、「刑法総論」が2～5限に1日で履修するようになっているため、学生及び教員の負担に配慮すること。
関東学院大学大学院	法務研究科 実務法学専攻	16	成績評価基準の明確化に努め、あらかじめ学生にそれを明示する等、適切に運用すること。また、厳格な成績評価の体制を確保すること。 法科大学院にふさわしい授業実施のため、教員相互の授業参観も含めた各種の改善、ファカルティ・ディベロップメント（授業内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究）の一層の推進に努めること。 入学状況に対応して、未修・既修の枠組みについて検討し、その方向性を明確にすること。 授業評価アンケートの実施時期等について、工夫すること。
山梨学院大学大学院	法務研究科 法務専攻	16	厳格な成績評価の体制を確保すること。 専任教員の年齢構成に偏りがあるため、早期に対応するよう、引き続き努めること。 学生による授業評価、教員の相互評価等の在り方も含め、ファカルティ・ディベロップメント（授業内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究）の実効的な実施体制を整備すること。 自己点検・評価の実効的な実施体制を整備し、着実に実施すること。

大 学 院 名	研究科・専攻名	開設年度	留 意 事 項
愛知大学大学院	法務研究科 法務専攻	16	厳格な成績評価について、引き続き検討し、早期に改善すること。
愛知学院大学大学院	法務研究科 法務専攻	17	専任教員の年齢構成に偏りがあるため、早期に対応するよう、引き続き努めること。 法律基本科目の講義科目と「ユープング」との関係をも更に変更すること。
中京大学大学院	法務研究科 法務専攻	16	実務系の科目や展開・先端科目の編成と配当年次について改善すること。 成績評価基準の適切な運用を含め、ファカルティ・ディベロップメント（授業内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究）の一層の推進に努めること。
名城大学大学院	法務研究科 法務専攻	16	昼夜同一科目の内容に齟齬がないように改善すること。また、学生相談の時間帯が夜間中心となり、昼間対応が手薄にならないように配慮すること。 進級要件や、法学既修者の単位認定の単位数など、設置認可申請時の計画から変更しているが、これらの点について、学生に周知徹底するとともに、不利益が生じないようにすること。 資料室の充実を図ること。 双方向・多方向型の授業を一層充実すること。
立命館大学大学院	法務研究科 法曹養成専攻	16	ファカルティ・ディベロップメント（授業内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究）の実施体制を一層整備すること。
大阪学院大学大学院	法務研究科 法務専攻	16	専任教員の年齢構成に偏りがあるため、早期に対応するよう、引き続き努めること。 現職の社会人対象の法科大学院であるという特色を踏まえ、学生の十分な自習時間の確保や学修の負担面を考慮し、長期履修制度などの導入も含め、履修形態について適切に対応すること。
近畿大学大学院	法務研究科 法務専攻	16	授業内容について、予習・復習がバランスよく行えるように改善すること。 兼任講師について、オフィスアワーが設けられないのであれば、基礎科目については、なるべく専任教員が担当するように配慮すること。
神戸学院大学大学院	実務法学研究科 実務法学専攻	16	履修科目の登録の上限単位数については、適切に配慮すること。 授業アンケートについて、学生が提出しやすいように運用を工夫すること。また、アンケート結果を効果的にフィードバックさせる体制を整備すること。 ファカルティ・ディベロップメント（授業内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究）の実効的な実施体制の早期の整備に努めること。
姫路獨協大学大学院	法務研究科 法務専攻	16	法曹養成を担う法科大学院として、制度の趣旨に対する理解を一層深め、教育研究活動全般を通じて格段の充実を図ること。その際、認可時以降の留意事項については、依然として十分に履行されているとは認められないことから、以下の点と併せて、適切に対応すること。 教育課程については、展開・先端科目の比重の在り方を含め、法曹養成の目的実現のため、適切なバランスを確保し、不断の点検・見直しを行うこと。また、偏りのない適切な科目選択がなされるよう、履修指導の充実にも努めること。 シラバスの作成と適切な運用、法科大学院に相応しい授業（双方向・多方向の授業など）の実践、ファカルティ・ディベロップメント（授業内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究）や自己点検・評価の実施などにつき、教員間の共通理解を確立し、組織的な取組の強化を図ること。 教員間の共通理解の下、厳正な成績評価の実施に努めること。成績評価の在り方が不透明なものとならないよう、本試験の内容・方法、本試験に対する補充試験の位置づけ等について所要の見直しを図ること。また、一部の科目において、学生の出席状況が必ずしも十分でないことから、実状を的確に把握し、授業内容・方法や成績評価の在り方について、当該既修者の学修状況を一層的確に判断する観点から、適切な見直しを図ること。 学生による授業評価について、今後、その意義を学内に広く理解させ、継続的・効果的に実施すること。また、法律基本科目の在り方などへの厳しい意見など、授業評価の結果を今後の具体的な改善に生かすこと。 専任教員の年齢構成に偏りがあるため、早期に対応するよう、引き続き努めること。 施設・設備について、法科大学院の学生利用環境の改善充実にも引き続き努めること。
広島修道大学大学院	法務研究科 法務専攻	16	ファカルティ・ディベロップメント（授業内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究）の実効的な実施体制の早期の整備に努めること。 図書の実用を図り、学生の自習環境の整備に引き続き努めること。 前期又は後期に集中して講義が行われているため、その学期の負担が大きい教員も見受けられるので、学生の履修科目のバランスにも考慮しつつ、適切な負担となるよう配慮すること。

（注） このほか、当該大学を設置する学校法人の設置する大学等の入学定員の超過に関する留意事項が付されたもの 17 大学。